

『I B I S海外視察研修』海外旅行保険について

昨今の高額保険事故事例における保険金額不足のケースや円安等による北米地区の医療費高騰等に対応可能な保険の内容となっております。

保険タイプ 【 A4 】 タイプ 引受保険会社：東京海上日動火災保険㈱

補償項目	保険金額
傷害死亡	5 0 0 0 万円
傷害後遺障害	5 0 0 0 万円
治療・救援費用	無制限
応急治療・救援費用	3 0 0 万円
疾病死亡	1 0 0 0 万円
賠償責任	1 億円
携行品損害	3 0 万円
航空機寄託手荷物	3 万円

※救援者費用については参加企業及び参加者の家族の渡航費用等(3名分)も補填されます。

【ポイント！】

①治療・救援費用は無制限

海外で病気になり、数日間入院、その後医師・看護師同伴で日本への帰国しなければならぬようなケースになると、2千万を超える保険金額になる場合もあります。

②賠償責任は1億円

訴訟大国アメリカでは、訴訟のリスクも大きくなります。万が一のことも想定し保障が大きい内容をお勧めします。

【保険内容】

◎傷害死亡・・・海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。

◎傷害後遺障害・・・海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。

◎治療・救援費用・・・海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合。それによりご契約者、被保険者、または被保険者の家族が実際に支出した交通費・宿泊代・現地からの移送費用など。

◎応急治療・救援費用・・・海外旅行前に発病し医師の診断を受けたことがある病気が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化により医師の診断を受けた場合。

◎疾病死亡・・・海外旅行中に病気で死亡された場合。

◎賠償責任・・・海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合。

◎携行品損害・・・海外旅行中に携行品が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあつて損害を受けた場合。(事故および損害額の証明書類が必要)

◎航空機寄託手荷物・・・航空会社に預けた手荷物が出てこなくて、身の回りの品を買った場合